

**新型コロナウイルス感染症
東京都緊急対応策
(第三弾)**

令和2年3月12日

東京都

第12回
東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議 発表

都民の皆様へのメッセージ

連日のように新たな感染が報じられ、日々の生活も大きく変化するなど、都民の皆様は今、大きな不安の中で、最も苦しい時期を過ごされていると考えています。この事態の悪化を食い止め、都民の皆様の暮らしを確かに守る。そのために、今般、全庁横断的な緊急チームを立ち上げ、この緊急対応策を取りまとめました。

都は現在、「医療体制の充実」、「感染拡大の防止」、「広報の強化徹底」の3つの観点から、集中的な取組を進めています。先日には、感染症対策を強化するとともに、経済活動への影響を最小限に抑えるべく、さらなる取組を推進するための補正予算も成立しました。現在、都議会において審議をいただいている来年度予算と併せ、「13か月予算」を編成し、切れ目なく対策を講じます。そして、この緊急対応策により、医療・検査体制のさらなる強化、学校臨時休業への対策、企業等への支援など、今、着手すべき対応を迅速かつ重層的に展開することで、都民の皆様の安全・安心を確保してまいります。

この間、都内の感染者数は、発生早期の段階にとどまっており、感染が広範囲に広がって、大きく増えている状況にはありません。感染拡大の防止に向けた、都民の皆様のご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げます。今後とも、この感染症の早期の終息と、経済への影響の最小化に向け、都として万全の対策を講じてまいります。ご不便をおかけしておりますが、都民の皆様におかれましても、引き続きご協

力をお願いいたします。

今、都民の皆様と共に進めている取組は、より暮らしやすい社会の実現にも資するものであります。例えば、皆様のご協力により大きく進みつつあるテレワークや時差出勤は、感染拡大の防止はもとより、都市の生産性の向上に繋がります。かつて我が国は、二度のオイルショックや、公害問題などの負の経験をばねにして、環境・省エネルギー技術を研ぎ澄ましてまいりました。この逆境の中、東京が一丸となる今こそ、テレワークや時差出勤、オンライン教育など、東京の成長にも成熟にも繋がる新たな取組を、都民の皆様と共に一気に定着させたいと思います。

今、世界が、我が国の対応を注視しています。首都である東京が、まさに底力を発揮し、この感染症の終息に向けた取組を加速するとともに、その取組を、都市としてのさらなる進化に繋げ、より快適な社会を実現する。私自身が先頭に立ち、時機を逸することなく、為すべき対策を果敢に推し進めてまいります。ウイルスという「見えざる敵」との闘いに終わりが見えるよう、都においても、次なる備えに向けた取組を開始することを指示いたしました。東京一丸でこの難局を乗り越えるべく、皆様お一人おひとりの力をぜひお寄せいただきますよう、切にお願い申し上げます。

東京都知事

小池百合子

目 次

都民の皆様への知事メッセージ	1
1 新型コロナウイルスについて	4
2 新型コロナウイルス対応策の都の基本的考え方	6
3 当面の都及び都民・企業等の行動指針	8
4 新型コロナウイルス感染症緊急対応策	20
5 国への緊急要望	32
6 様々な影響	40
7 これまでの都の対応策	51
8 国の対策と「緊急対応策」の概要	57
9 「緊急対応策」に引き続く更なる取組	61
参考資料 1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議等	63
参考資料 2 令和元年度最終補正予算（案）（追加分）及び 令和2年度補正予算（案）（追加分）について	64
参考資料 3 新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組	71
参考資料 4 緊急対応策局別事項一覧表	76

1 新型コロナウイルスについて

令和元年12月に、中国武漢でおそらく動物由来で発生し、下旬には人への感染となった新型コロナウイルスは、その後中国全土に蔓延し、アジア、ヨーロッパ、北米、アフリカなど世界で感染が確認され、感染者約11万人、死者約4千人にまで拡散しています。WHO事務局長は、3月11日の定例記者会見で「新型コロナウイルスはパンデミックと言える」と述べています。

わが国の状況も、クルーズ船乗客を含めると、感染者1,200人超、死者16人となり、年始めには、大半の方が中国での出来事と感じていましたが、クルーズ船での感染の広がりをTVで連日直視し、国内の危機意識と不安は一気に高まっています。

都民の皆様にも、見えざる敵との闘いによる不安が募るだけでなく、マスク、アルコール消毒液の品不足などの生活面の支障につながるとともに、臨時休校措置により、児童生徒だけでなく、家庭、職場、学童保育等の現場に様々な課題をもたらしています。

また、外国人の訪日数や旅行客の減少、外出・外食を控える傾向などにより、観光、興行、飲食をはじめ、多くの業界に深刻な影響が表面化しています。今、必要な人へのPCR検査の実施、抗ウイルス薬の開発、マスク等の衛生用品の配布など切実な問題の解消に、都民、国民の期待が寄せられています。

安倍首相は「この 1、2 週間が感染拡大防止に極めて重要」と語るように、今の状況では、新薬の開発など効果はあるが時間のかかる対策だけではなく、今日明日の暮らしを守る緊急の取組の重要性が増しています。

1918 年にパンデミックを起こしたスペインかぜの時も、流行が始まっていたにもかかわらず、パレードを実施したフィラデルフィア市と、劇場、学校、ホール、民宿、ダンスホールを閉鎖したセントルイス市では、人口対比で 8 倍の死者数の違いが生ずるなど、行政と市民の協働の取組次第で、蔓延の抑制が左右されることも知られています。

今が、行政として為すべきことを果たす重要な時期です。今回の国の緊急対応策－第 2 弾－でも、「医療提供体制の整備」、「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」、「事業活動の縮小や雇用への対応」など感染拡大防止と現下の諸課題への適切な対処に絞って万全の対応を行うこととしていますが、都としては、直ちに実施できる対応策に加え、将来の事態への備えにも取り組んでいくこととします。

そのため、2 月の補正予算の編成やその後の集中的取組に続き、今回、予備費を活用するなど、直ちに実行できる対応策に、時間をかけることなく緊急に取り組むこととしました。

2 新型コロナウイルス対応策の都の基本的考え方

世界及び日本で新型コロナウイルス感染症が拡大する緊急事態の中、都は、1月24日から「危機管理対策会議」を4回、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を12回開催し、都庁の総力をあげて当面為すべき対応に取り組んでまいりました。

日本での感染状況の変化を受け、2月18日には、まず対応策の一の矢として401億円規模の令和元年度・2年度補正予算を発表し、「今後1、2週間が瀬戸際」という専門家の意見を踏まえ、2月26日から約3週間の期間で、二の矢、集中的取組を展開してきました。

しかし、日本における新型コロナウイルスという見えざる敵の状況を踏まえると、今日明日の取組が感染抑制を左右する重要な時期を迎えていると言えます。

そこで、3月10日の国の第2弾の緊急対応策を踏まえ、区市町村長及び専門家との意見交換を行いながら、都民生活、学校、企業等の不安を払拭し、感染拡大を抑制するための三の矢として、「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」を取りまとめました。

今回の対応策は、「当面の都及び都民等の行動指針」、「緊急対応策」、「国への緊急要望」の三つを柱として、年度末という時期であっても予備費の活用で実施できる当面の緊急対応と将来の事態への備えをあわせ実施することにより、その実効性を高めています。

都民と一丸となってこの取組みを実行するとともに、国の動向を踏まえ、3月23日を目途に都として新たな対応方針を発表します。今後の経済動向や感染状況等を見極めた上で、引き続き、必要な対策を講じるなど、新型コロナウイルス感染症対策に都として全力で取り組んでまいります。

東京都と国の取組のイメージ

東京都

1月24日～
危機管理対策会議
(4回開催)

1月30日～
新型コロナウイルス感染症
対策本部会議
(12回開催)

① 2月18日
元年度・2年度
補正予算発表

② 2月21日～3月15日
集中的取組期間

③ 3月12日
緊急対応策発表

国

1月30日～
感染症対策本部
(19回開催)

2月13日
緊急対応策
発表

3月10日
緊急対応策第二弾
発表

今後

3月23日を目途に、国の動向を
踏まえ、都として
新たな対応方針を発表

今後の経済動向、感染状況等を
踏まえ、必要な対策を講じる

3 当面の都及び都民・企業等の行動指針

(1) 都の対応

新型コロナウイルス感染症の対応については、これまで新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定める感染症に該当しないものの、中国における感染状況等に鑑み、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）を参考に、相談体制の充実や医療体制・検査体制の強化、都主催イベントの中止・延期や都立施設の休館・休止とともに、国の要請に基づく都立学校の臨時休業などの対応を行い、感染拡大の防止を図ってきました。

国においては特措法を一部改正し、暫定措置として法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加することとしています。法案が成立し施行されると、都行動計画に定められた事項は、新型コロナウイルス感染症にも適用されることとなります。

今後は、特措法に基づき、都行動計画により感染拡大防止策を図り、都民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう努めてまいります。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する集中対策期間後の対応

国においては、3月9日に開催した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、イベント自粛等の対策効果を分析し、3月19日頃を目途に改めて公表する見解を示しています。

都内においては、3月15日以降も新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組について当面3月末を目途に継続します。また、国から示される方針も踏まえながら今後都として必要な対応を行っていきます。

○ 都内を対象区域として緊急事態宣言が行われた場合の対応

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし又はそのおそれがあるものとして、国が特措法に基づき都内を対象区域として「緊急事態宣言」を

行ったときは、国の基本的対処方針及び都行動計画に基づき、必要に応じ区市町村対策本部等の協力を得ながら緊急事態措置を実施します。

なお、緊急事態措置は、都民の権利や自由を制限することになるため、措置の実施は必要最小限にとどめるとともに、あらかじめ感染症及び法律の専門家等の専門家会議や、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを踏まえ決定します。

【主な緊急事態措置】

住民への外出自粛要請（特措法 45）

住民に対して生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛することを要請する。

施設の使用制限・イベントの制限（特措法 45）

感染リスクが高い施設（学校、保育所、介護老人保健施設等）や、運用上柔軟に対応すべき施設（大学、劇場、映画館、集会場、百貨店、ホテル等）等について、施設管理者、イベント主催者に対して、国の基本的対処方針や感染症の病原性及び感染力に応じ、次の措置を要請するとともに、要請・指示を行った施設名を公表する。

- ・施設の使用停止（特措法 45）
- ・感染防止のための入場者の整理（特措令 12）
- ・発熱等の症状のある者の入場禁止（特措令 12）
- ・手指の消毒設備の設置（特措令 12）
- ・施設の消毒（特措令 12）
- ・マスク着用など感染防止策の入場者への周知（特措令 12）

医療（特措法 48）

保健所設置区市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療機関の定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保とともに、臨時の医療施設を設置する。

緊急物資の運送等（特措法 54）

緊急の必要がある場合に、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請するとともに、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

生活関連物資等の価格安定（特措法 59）

必要に応じて、関係事業者団体等に対して緊急の確保や便乗値上げの防止等を要請する。

物資の売渡要請（特措法 55）

医薬品、食料、燃料等の特定物資の確保に当たり、所有者に物資売渡を要請するとともに、正当な理由なく所有者が応じないときは、必要に応じて物資を収用する。

埋葬・火葬の特例（特措法 56）

区市町村に対して、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

（２）都民生活

○ 正しい情報に基づき、冷静な対応を

新型コロナウイルス感染が拡大している状況の下、様々な風説が流れていますが、正しい情報を見極め、デマに惑わされず、食料品や生活必需品が必要な方に届くよう、冷静な消費行動を行うことが必要です。

○ マスク等の買い占めや転売をしない

マスクは、厚生労働省や経済産業省が関係団体に増産など安定供給について要請を行い、供給量の増加を目指しています。

風邪や感染症の疑いのある方などマスクが必要な方たちに届くよう、消費者の冷静な対応が必要です。転売目的の購入や買い占めはやめましょう。

○ 便乗した消費者トラブルに注意

新型コロナウイルスに関連した不審な電話やメールのほか、悪質な勧誘を行う事業者もいますので注意が必要です。

不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

(消費者ホットライン 局番なし「188」番)

○ お一人お一人の感染症対策が重要

皆様におかれましては、風邪やインフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）では新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖等を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスの拡大防止に向けて —都民の皆様へのお願い—

新型コロナウイルスの拡大を防ぐためには、その特徴を理解したうえで正しい行動をとることが大切です。都民の皆様のご協力をお願いします。

自分を守りましょう

【感染の特徴】

集団感染は次の3条件が重なった時
手を介した感染もある



お 願 い

こまめな手洗いを心がける

時差通勤・テレワーク

こまめに部屋を換気

人ごみをさける

近距離での会話・
発声をさける

周囲の人を守りましょう

【感染の特徴】

主な感染経路は
せきやくしゃみのしぶき

症状が軽くても他人に感染

お 願 い

せきエチケットの徹底

症状があるうちは
学校・仕事を休む

受診前に電話で相談しましょう

【感染の特徴】

医療機関でも感染のおそれ

高齢者や基礎疾患のある方は
重症化のおそれ

お 願 い

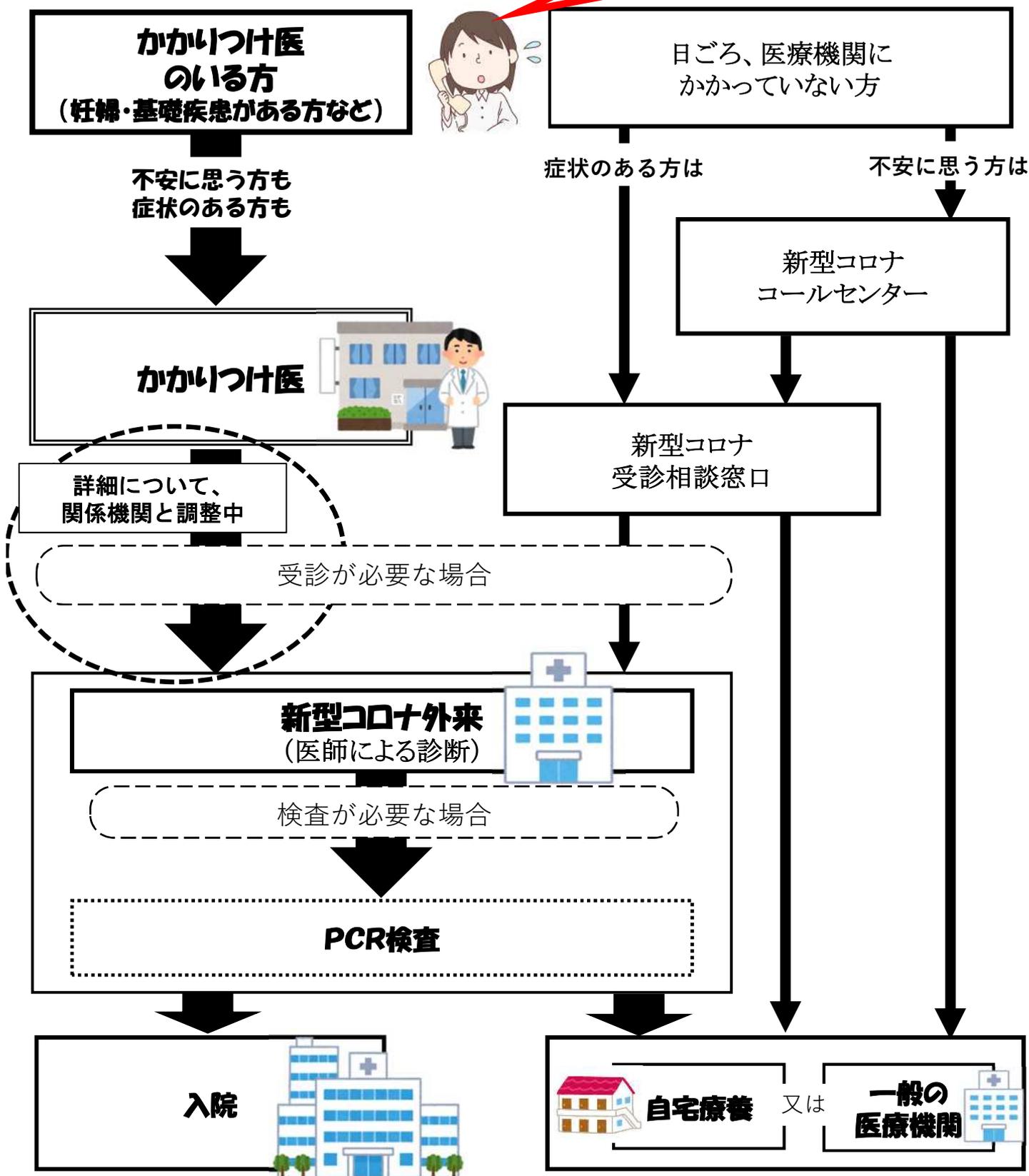
まずかかりつけ医に
電話相談

高齢者・基礎疾患の
ある方は早めの相談

新型コロナ？と思ったら

★新型コロナにかかったかなと思ったら
受診前に必ず電話をしましょう！

受診前にまず電話！



(3) 学校の対応

都教育委員会は、子供たちの健康や安全が全てに優先すると考え、多くの子供たちが日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、都立学校を令和2年3月2日から春季休業までの間、臨時休業としました。また、都内小・中学校についても、都立学校の方針を参考に区市町村教育委員会における取組を求めています。

児童・生徒に対しては、手洗いや咳エチケットの励行、不要不急の外出は控えるなどの感染予防を徹底するよう案内しています。

また、児童・生徒が自宅等で学習に取り組むことができるよう、各学校におけるホームページ等への学習課題の掲載や都教育委員会や民間事業者がインターネット上で提供している学習支援サービス情報を提供するなど、臨時休業中における児童・生徒の学習を支援していきます。

なお、感染リスクへの対策を講じつつ、安全な環境下で体操、ジョギング等の適度な運動を心掛けるよう、呼びかけています。加えて、心配事や悩み事を抱える児童・生徒への対応や新型コロナウイルス感染症にり患の疑いがある場合の対応など、緊急時に、確実に児童・生徒又は家庭と連絡が取れるよう、体制を整備していきます。

春季休業後の対応については、今後の状況の変化や国の動向を見極めながら、検討していきます。

(4) 企業等の対応

○ 官民におけるスムーズビズの加速化

都は、時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請しました。経済団体等とも連携して、チラシやメルマガを送付するなど企業へ働きかけるとともに、鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけにより、時差ビズを推進して

いきます。

テレワークについては、中小企業のテレワーク導入を専門家派遣と助成金で支援し、強力に推進していきます。

○ 健康管理の徹底

あわせて、引き続き従業員の皆様への手洗いや咳エチケットの励行もお願いしていきます。

(5) イベント等の対応

○ 都主催イベント等の対応

都は、2月21日に、「都主催イベントの取扱いについて」を公表し、2月22日から3月15日までの3週間を感染拡大防止の重要な期間と位置づけ、開催を予定している都主催のイベントについて、以下のとおり取り扱うこととしました。

- ・屋内でのイベントについては、大規模なもの、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。
- ・ただし、屋内での大規模なイベントであっても、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものについては、感染リスクへの必要な対策をとり、実施する。
(例) 入学試験、卒業式、資格試験等
- ・屋外でのイベントについても、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。
- ・その他の屋内イベント及び屋外イベントについては、リスク評価を行い判断する。実施する場合には、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止する。

現在、都内においては大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、新たな感染者が確認されています。引き続き警戒が必要な中、イベントの開催に伴う感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を可能な限り抑制していく観点から、月内について現在の対応方針を継続することとします。

なお、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解では、北海道での対策の効果を分析するとともに、全国で行われている対策も含め、専門家会議の考えを政府に伝えることとされています。こうした国の動向も踏まえ、3月23日を目途に都としての新たな対応方針を発表します。

都主催イベントはもとより、都の共催イベントについても、上記の方針を踏まえて共催者と協議を行っていきます。また、助成事業については、都主催イベント対応方針を参考として説明し、助成対象者にイベント実施の可否を判断するよう要請します。さらに、いわゆる貸館事業については、指定管理者や運営事業者に対し、その運営形態に応じた対応をとっていくこととします。

○ お花見期間における建設局所管施設の利用についてのお願い

建設局所管の都立公園、都管理河川の河川敷において、お花見期間は混雑が予想されることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等の利用をお控えいただくようお願いいたします。

宴会は、大人数でのご利用、回し飲みや箸でつまみあいながらの飲食、カラオケなど、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境であり、感染を拡大させるリスクが高いと考えられます。

散策しながらのお花見を楽しんでいただきたいと思います。なお、その際にも咳エチケットの徹底等、感染拡大防止への取組をお願いいたします。

皆様には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(6) 島しょの対応

○ 来島者への対応

【出発地での対応】

ホームページや港湾・空港施設の掲示板等での事前周知により、体温が37.5℃以上である等の体調不良の方の乗船・搭乗をご遠慮いただくよう、注意喚起を実施します。

また、調布飛行場及び竹芝客船ターミナルで、乗客に検温をお願いするとともに、島内での健康相談先等の案内チラシを配布します。その他の出発地においても、チラシ等により、体調不良の方等の乗船・搭乗をご遠慮いただくようご案内します。

【到着地での対応】

出発地が下田、熱海、館山等の他県であるなど、出発地での対応が困難な場合には、町役場等とも連携して到着地で対応します。到着時に島内での健康相談先等の案内チラシを配布するとともに、体調不良等のある場合は申し出るよう乗客に促し、申し出があった場合には検温を実施します。

また、全ての島の港湾施設・空港において、非接触型検温器や消毒液を順次配備していきます。八丈島空港はサーモグラフィーを設置します。

○ 患者発生時の対応

【PCR検査の実施、本土への搬送】

島しょ医療機関ではPCR検査が行えないため、診察時に新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断された場合には、関係機関で協議を行い、必要に応じて本土へ患者を搬送するとともに、入院・検査を実施します。

本土への患者の搬送については、伊豆諸島は主に東京消防庁、小笠原諸島は自衛隊・海上保安庁のヘリ等により実施します。

☆ 人権への配慮をお願いします

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染者や中国の方に対する誹謗中傷や心無い書き込み等がSNS等で広がっています。また、感染者を受け入れた病院で職員やその子供がいわれのない差別扱いを受けたり、海外旅行から帰国後自宅待機を命じられたりするなどの事例も発生しています。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方々や医療機関関係者、中国から帰国された方々や外国人の方々等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷等があってはなりません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをのらないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症緊急対応策の一覧

区分	当面の緊急対応
国の緊急対応策事項	
医療提供体制等の強化	感染症指定医療機関における重症患者受入体制を強化します
	感染症指定医療機関以外の病院における受入体制を強化します
	PCR検査体制を拡充します
	医療機関、社会福祉施設、区市町村等にマスクなどを提供します
学校臨時休業対策	学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助を行います
	臨時休校に伴う放課後等デイサービスに対する支援を行います
	児童館等に安全・安心な児童の居場所を確保します
	保育施設等を活用して小学生の一時預かりを実施します
	ベビーシッターの利用を支援します
	感染拡大の影響を受ける子供食堂等を支援します
	認可・認証保育所等の臨時休園等に係る保育料返還分を補填します
	学校給食休止等に伴い発生する負担軽減について支援します
	子供の居場所確保に向けた取組を促進します（学校活用）
	児童・生徒の家庭でのオンライン学習を支援します
児童・生徒の心身の健康をケアします	
影響を受ける企業等への支援	返済のリスケジュールが可能となる融資メニューを新設します
	資金繰りがひっ迫している事業者への融資メニューを新設します
	地域金融機関に対し、中小企業の資金繰り円滑化を要請します
	企業の雇用調整助成金申請などの手続きをサポートします
	中小企業の従業員向けに、無利子融資を開始します
	フリーランスを含む個人事業主をサポートします
	所得が減少した方等に一時的な貸し付けを行います
	3月末の補助金対象事業の完了期限を延長します
都民利用施設等のイベントの中止等に伴う各種サポートを行います	
区市町村支援	区市町村への情報提供を強化します
オンラインを活用した取組	オンライン相談の実施に向けた取組を行います
	児童・生徒の家庭でのオンライン学習を支援します（再掲）
都民行動や企業活動	スムーズビズの取組を強化します
	鉄道利用者などに拡大防止への協力の継続を呼びかけます
	消費生活相談を強化します
財政面からの工夫等	予備費の活用をすすめます
	補助金について、繰越の活用を検討します
	都発注工事等の一時中止や工期延長等を実施します
	個人事業税の申告期限を延長します
検討チームの設置など	新型コロナウイルス感染症緊急対応策等検討チームを設置しました
	関係者からの意見聴取を行いました

4 新型コロナウイルス感染症緊急対応策

(1) 国の緊急対応策事項

3月10日に発表された国の緊急対応策のうち、一部事業については地方負担や地方自治体の実施が見込まれることから、国の対策の詳細を把握した上で、適切に対応します。

なお、地方負担については、国は第一弾の対応策と同様に、特別交付税で8割を措置することとしています。

(地方負担、地方関係事項が見込まれる主な事項)

感染拡大防止策

需給両面からの総合的なマスク対策

医療供給体制の整備

症状がある方への対応

保護者の休暇取得支援等

学童保育等の体制強化

学校給食休止への対応

雇用調整助成金の特例措置の拡大

観光業への対応

新たな法整備

行政手続、公共調達等に関する臨時措置等

地方公共団体における取組への財政支援 など

(2) 医療提供体制等の強化

- 感染症指定医療機関における重症患者受入体制を強化します
(都立病院、公社病院)

新型コロナウイルス感染症の重症患者の受入体制を強化するため、都立病院、公社病院の感染症指定医療機関において、重症患者に対する集中治療体制を強化します。

I C U（簡易陰圧） 3床
体外式膜型人工肺 1台

○ 感染症指定医療機関以外の病院における受入体制を強化します
（都立病院、公社病院）

新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、都立病院、公社病院において、院内感染対策を強化し、新型コロナウイルス感染症患者に対応する病棟を確保します。

新型コロナウイルス感染症対応 2病棟

○ 入院医療体制を強化します

現在、既存の感染症指定病床 118 床に加え、感染症指定医療機関、都立・公社病院などの協力を得ながら新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる一般病床の確保を進めています。

また、感染症入院医療機関などに防護服の提供を行い、患者の受入れのための準備を働きかけ、患者数の増加に対応できるよう病床の確保を進め、患者の重症度に応じた入院医療体制の構築、転院搬送体制の確保を図ります。

○ 外来診療体制を充実します

感染が疑われる患者からの相談を「新型コロナ受診相談窓口」で 24 時間体制で受け付けるとともに、都医師会と連携し、かかりつけ医でも相談に対応し、必要な場合に「新型コロナ外来」を設置する医療機関での受診に円滑に繋げる体制を構築します。また、患者数の増加に応じて「新型コロナ外来」の規模を拡大していきます。

○ PCR検査体制を拡充します

新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に対する PCR 検査を医療機関、検査機関、保健所等の関係機関が連携して効率的かつ円滑に実施するため、関係機関による会議体を設置し、民間検査機関の活用を促進して、PCR 検査体制の拡充を進めます。

○ **医療機関、社会福祉施設、区市町村等にマスクなどを提供します**
都の備蓄品を活用して、これまでも医療機関等にマスク等を提供してきました。さらに、マスクを約 350 万枚調達し、医療機関や社会福祉施設等に提供します。

○ **新型コロナウイルス感染症対策に関する協議会を設置します**
新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた各種対策を検討するため、区市町村、保健所、都医師会、都薬剤師会、感染症指定医療機関等の関係者や専門家からなる協議会を設置します。

(3) 学校臨時休業対策

○ **学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助を行います**
学童クラブを午前中から開所する場合の運営費について、国の支援策に上乗せして補助します。

○ **臨時休校に伴う放課後等デイサービスの支援を行います**
特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用増に対応します。

○ **児童館等に安全・安心な児童の居場所を確保します**
児童館等に見守り支援を行う職員を配置するなど、区市町村が独自に行う取組を支援し、児童の安全・安心な居場所を確保します。

○ **保育施設等を活用して小学生の一時預かりを実施します**
認可保育所や認証保育所等の中に専用スペースを確保し、小学生の一時預かりを実施します。

○ **ベビーシッターの利用を支援します**
待機児童対策として実施しているベビーシッター利用支援事業等の対象に、小学生を追加します。

○ **感染拡大の影響を受ける子供食堂等を支援します**

子供食堂が、感染拡大抑制のため事業を臨時に休止した場合、準備に要した経費を支援します。

子供食堂を利用できなくなった子供やその保護者などを対象に、宅配等により食事の提供を行う事業者を支援します。

○ **認可・認証保育所等の臨時休園等に係る保育料返還分を補填します**

認可保育所、認証保育所等に対し、感染拡大抑制のための臨時休園等で登園しない期間に係る保育料返還分を補填します。

○ **学校給食休止等に伴い発生する負担軽減について支援します**

都立学校の臨時休業による学校給食の休止に伴い、保護者や学校給食関連事業者に発生する食材費等の負担軽減について、国の対応策等を踏まえ、必要な支援を行います。

また、その他臨時休業に伴い発生した学校関係者の負担軽減についても、国へ対応を要望するとともに、必要な支援等を行います。

○ **子供の居場所確保に向けた取組を促進します（学校活用）**

学童クラブが狭小な場合等に学校での受入れを実施する場合における空き教室等の活用や、自宅において一人で過ごすことが困難な児童等を対象に追加的に実施する放課後子供教室に係る国の新たな補助事業の周知などにより、子供の居場所確保に向けた区市町村の柔軟な取組を促進します。

○ **児童・生徒の家庭でのオンライン学習を支援します**

都立高校の ICT パイロット校等における民間学習支援ソフトの活用拡大と他校への展開や、新たに立ち上げる学習支援サイトにおいて、都教育委員会が小中学校の児童・生徒向けに開発した「東京ベーシックドリル（電子版）」や民間コンテンツの活用を促進するなど、児童・生徒の家庭学習を支援します。

※「東京ベーシックドリル（電子版）」

小1～中1の国語・算数・数学、小3・4の社会・理科、中1の英語の基礎的な学習内容等のドリルをオンラインで解答・採点できるようにしたもの

○ **児童・生徒の心身の健康をケアします**

分散登校日の設定や在宅中の児童・生徒の健康管理の取組など、区市町村教育委員会による取組を周知するとともに、国の支援策等を踏まえ、スクールカウンセラー等の派遣についても対応します。

(4) 影響を受ける企業等への支援

○ **返済のリスケジュールが可能となる融資メニューを新設します
(新型コロナウイルス感染症対応緊急借換)**

既存の保証付き融資を借り換え、元本返済の据置期間を設定することで、実質的に返済猶予が可能となる融資メニュー「新型コロナウイルス感染症対応緊急借換」を新設します。複数の保証付き融資を一本化することも可能とし、中小企業の資金繰りの改善を支援します。

また、中小企業からの資金繰り等の相談に対応する窓口の開設時間を延長します。

○ **資金繰りがひっ迫している事業者への融資メニューを新設します
(危機対応融資)**

新型コロナウイルス感染症の影響で、資金繰りがひっ迫している事業者へ緊急的に対応する新たな制度融資メニュー「危機対応融資」を新設し、既に実施している「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」等と併せて、資金繰り支援を強化します。

○ **地域金融機関に対し、中小企業の資金繰り円滑化を要請します**

返済の猶予や借換えなどへの柔軟な対応を含め、年度末に向けた中小企業の資金繰りの円滑化を、地域金融機関に対して要請します。

○ **テレワークの加速に向け、集中的な総合対策を実施します**

中小企業のテレワーク導入を促進するための取組を実施します。

- ・テレワーク端末の貸与による導入の推進
- ・経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオン

ラインセミナー開催

- ・テレワーク導入状況の調査の実施（隔週）

○ **企業の雇用調整助成金申請などの手続きをサポートします**

企業が雇用調整助成金や学校の臨時休校に伴う保護者への賃金助成等の国の支援を受ける際、必要となる就業規則の改正や労使協定の変更、各種申請書作成等に係る専門家によるサポートを行います。また、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業を経費面から支援します。

○ **中小企業の従業員向けに、無利子融資を開始します**

休業手当で賃金の全額が補償されない場合があるなど、感染症等の影響による休業での収入減等に備え、非正規雇用の方を含む中小企業の従業員向けに実質無利子の融資を100万円を上限に行います。

○ **フリーランスを含む個人事業主をサポートします**

事業基盤の弱いフリーランスを含む個人事業主に対して、資金繰りや経営に関する相談窓口を設置するとともに、契約等におけるトラブルの解決に向けた支援を行います。

○ **所得が減少した方等に一時的な貸し付けを行います**

休業等により収入減少があった世帯等を対象に、緊急かつ一時的な生計維持や生活の立て直しのための資金の貸付を行います。

○ **3月末の補助金対象事業の完了期限を延長します**

経済活動の停滞により、補助金対象の民間事業が3月までに完了しない事例の増加が懸念されるため、（公財）東京都中小企業振興公社において、特例で完了期限を延長します。

（主な対象事業）

- ・革新的事業展開設備投資支援事業
- ・ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業 など

○ **都民利用施設等のイベントの中止等に伴う各種サポートを行います**
イベントのうち、助成事業については、都から助成対象者に対し、都主催イベントの対応方針を参考として説明した上で、助成対象者に、イベント実施の可否を判断するよう要請します。助成対象者が、休止又は中止の判断をする場合、都は、原則として助成対象経費について、出来高等を踏まえ、内容を精査した上で、一定割合を助成対象者に支払います。

また、公の施設を外部のイベント事業者等に貸し出す、いわゆる貸館事業において、主催者がイベントの中止の判断をする場合、施設管理者と都との関係の度合いに応じて、以下のとおり対応します。

- ・施設の管理を委任し、利用料が直接都の収入になる施設については、イベント主催者に施設利用料を、都の判断により返還
- ・利用料を指定管理者の収入として管理・運営を一括して委ねている施設については、基本的に返還については指定管理者が判断

公の施設ではなく、都の普通財産を施設運営事業者に貸し付け、事業者自らが管理運営する施設においては、施設利用料等を返還するか否かの取扱いは、運営事業者が判断することになります。

(5) 区市町村支援

○ 新たな交付金の創設を検討します

区市町村では、公立小中学校の臨時休校や管理する体育館・図書館等の臨時休館、主催するイベントの中止・延期などに伴い、多額の財政負担の発生が見込まれています。国に対して、区市町村の財政負担に対する特別の措置を要望するとともに、都において市町村の財政需要に応えられる特別の財政措置として、新たな交付金の創設を検討します。

○ 区市町村への情報提供を強化します

今回の新型コロナウイルス感染症について、区市町村や保健所と効果的な情報提供のあり方を協議し、連携をより強化します。

(6) オンラインを活用した取組

○ オンライン相談の実施に向けた取組を行います

自宅療養中の患者等に対する、通信機器等を用いた新型コロナウイルス感染症に関する健康や医療の相談の実施に向け、医師会等と協議を進めます。

○ 児童・生徒の家庭でのオンライン学習を支援します（再掲）

都立高校のICTパイロット校等における民間学習支援ソフトの活用拡大と他校への展開や、新たに立ち上げる学習支援サイトにおいて、都教育委員会が小中学校の児童・生徒向けに開発した「東京ベーシックドリル（電子版）」や民間コンテンツの活用を促進するなど、児童・生徒の家庭学習を支援します。

○ テレワークの加速に向け、集中的な総合対策を実施します（再掲）

中小企業のテレワーク導入を促進するための取組を実施します。

- ・テレワーク端末の貸与による導入の推進
- ・経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナー開催
- ・テレワーク導入状況の調査の実施（隔週）

(7) 都民行動や企業活動

○ スムーズビズの取組を強化します

経済団体等とも連携し、企業等に対しテレワークや時差出勤を呼びかけるほか、企業の取組事例の発信、ピーク時間帯の利用者に対する普及啓発等を行います。

○ 鉄道利用者などに拡大防止への協力の継続を呼びかけます

鉄道、バス事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と、利用者への咳

エチケット、窓開け、テレワーク、時差出勤等の呼びかけを引き続き行うよう要請します。

○ 消費生活相談を強化します

消費者に対し、Web や SNS 等を通じ、物資の不足等に対する冷静な行動の呼びかけを多言語で発信していきます。

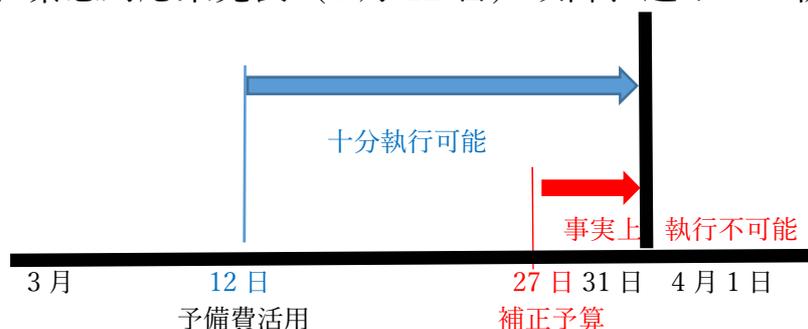
消費生活総合センターに寄せられた相談情報をもとに、新型コロナウイルス感染症の影響による消費生活トラブルを取りまとめ、注意喚起情報を発信します。

さらに、感染症拡大に伴う消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者から多く寄せられる相談や疑問に関する特設ページを Web に新設します。

(8)財政面からの工夫等

○ 予備費の活用をすすめます

補正予算を編成しても、議決（3月27日）後にしか執行できないため、年度内執行が事実上できません。約40億円の予備費を活用することにより、緊急対応策発表（3月12日）以降、速やかに執行します。



○ 補助金について、繰越の活用を検討します

繰り越す対象を工事に限らず、補助金などについて広く適用することにより、3月中に完了できない場合でも、4月1日以降に切れ目なく執行が可能となります。今後の執行状況を踏まえて活用を検討します。



○ **都発注工事等の一時中止や工期延長等を実施します**

受注者に対して一時中止や工期延長等の意向を確認し、受注者から申し出があった場合には、工事等の一時中止等を行います。今後、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長等を適切に行います。

○ **個人事業税の申告期限を延長します**

国税庁により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が延長されています。

所得税の確定申告期限の延長に伴い、都においても、個人事業税（都税）の申告期限を延長します。

(9) 検討チームの設置など

○ **新型コロナウイルス感染症緊急対応策等検討チームを設置しました**

今回の検討にあたっては、組織横断的なプロジェクトチームを設置し検討を進めた結果、年度内執行を可能とする日程で対応策を取りまとめました。

今後とも、このチームを継続し、次の取組に備えてまいります。

○ **関係者からの意見聴取を行いました**

今回の検討にあたっては、区市町村との意見交換（5・6日）、新型コロナウイルス感染症対策に係る有識者との意見交換会（6日）を開催するなど関係者からの意見聴取を行うとともに、発表に当たっても専門家からご意見を伺いました。

5 国への緊急要望

1 全般的事項

日本への水際対策、医療・検査体制の確立、有効なワクチンの開発、不足する医療資機材の確保、学校の一斉臨時休業に伴う影響対策、イベントの中止・延期等への対応、経済や産業の停滞への対策などについては、国が果たすべき役割を的確かつ緊急に講じること。

現場を抱える地方の取組が重要であり、これまでの慣例にとらわれることなく、地方交付税不交付団体も含め、国が地方負担の全てについて確実に財政支援を行うこと。

国が対応策を講じるにあたっては、地方自治体を含め様々な事象が発生している現場からの意見を聴取し、それを踏まえた適切な方策を講じること。また、地方自治体に対して、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関しては、法律の必要性やその内容について、国民に対し丁寧に説明すること。また、地方自治体の意見を踏まえ、緊急事態宣言の判断基準を明確にするとともに、私権の制限を伴う都道府県知事の措置が適切に講じることができるよう、国として配慮すること。

感染者の減少とともに上海市場の株価が上昇している中、日経平均株価は下落し続けており、世界が日本市場の先行きに警戒感を強めている証でもある。観光、興行、食品、物流等の産業に様々な影響が生じていることを踏まえ、しっかりとした経済下支え対策を講じること。

2 個別事項

(1) 医療・検査体制の強化

〔検査体制について〕

- ・ 今後の感染拡大にも的確に対応し、重症化を防止するため、民間企業、大学等におけるPCR検査の実施体制の整備を促進し、検査体制の更なる拡充を図るとともに、簡易検査キットの開発、導入を早期に実現し、広くスクリーニング検査を実施できる環境を整えること。
- ・ 患者との濃厚接触者については、無症状でもウイルスの保有状況の確認検査を行えるよう統一的な指針を示すとともに、必要な検査体制の確保や財政支援を行うこと。
- ・ 流行状況を見極めながら、必要な対象者に的確に検査を実施できるよう、検査対象者の定義については、随時、適切に見直しを行うこと。
- ・ 地方衛生研究所に対する技術的支援、必要な検査資材等の供給を行うこと。
- ・ 医療機関においてウイルス保有の確認検査を行えるよう、迅速診断キットの開発を早急に進めるとともに、予防ワクチン・治療薬の早期開発に取り組むこと。また、医療機関に対して必要な検査・衛生資材等を供給すること。
- ・ PCR検査の実施に当たっては、検査結果が判明するまでの自宅待機等の対応について、医療機関が適切な説明や指導を行えるよう周知を徹底すること。

〔医療体制について〕

- ・一般医療機関での診療を可能にするために、早期に診断・治療アルゴリズムを提示すること。また、オンライン医療が可能となるよう、速やかに検討すること。
- ・感染症患者の診療及び病原体の取扱いを行う医療従事者の業務の特殊性に鑑みた特殊勤務手当など、処遇のための措置を講じること。
- ・帰国者・接触者外来を設置している医療機関に対し、必要な人材を確保できるよう支援するとともに、感染防止対策や診療体制の確保のための負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- ・患者の増加に備え、感染症患者の入院医療を担う医療機関に対し、感染防止対策や病床の確保を行う場合に負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。併せて、必要な人材の確保についても支援すること。
- ・大都市圏における感染症指定医療機関における医療提供体制の拡充のための支援を行うとともに、重症患者に対して確実に必要な医療を提供するため、集中治療などの高度な医療機能を備え、感染防止体制が整備された医療機関を確保するための財政措置を講じること。
- ・感染拡大期における医療提供体制等の対策のフェーズ切り替えについて、早期に具体的な考え方や判断基準を示すこと。

〔衛生資材確保について〕

- ・マスクやアルコール消毒液等の衛生資材が不足しないよう、メーカーや卸売業者等に適切な生産・供給を働きかけ、特に医療機関

や社会福祉施設等で必要な資材が十分に確保できるようあらゆる手段を講じること。

〔相談体制について〕

- ・国の電話相談窓口を拡充するとともに、地方自治体を実施する一般相談窓口や帰国者・接触者相談センターでの対応が拡充できるよう必要な支援を実施すること。

〔情報提供・広報について〕

- ・不正確な情報に基づく混乱の発生を避けるため、国民、企業、地域等へ、迅速かつ正確な情報提供及び広報を行うこと。
- ・地方自治体による感染者情報の公表に関して、各自治体の判断に任せるのではなく、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、統一的な公表基準等を示し、広く周知すること。

〔社会福祉施設等について〕

- ・社会福祉施設等の運営に支障が生じることのないよう、必要な人材が確保できるよう支援すること。
- ・配置可能な職員の不足や感染防止のため、休業、規模を縮小して運営を行う場合等についても、収入減等に応じた支援策を講じること。

〔経済活動について〕

- ・経済団体等と連携し、テレワーク、時差出勤等の徹底的な実施に向けた具体的な推進策を強力に講じるとともに、中小企業がテレワークを容易に導入できるよう、助成金や専門家のサポートにより支援すること。

(2) 学校臨時休業への対策

〔負担軽減策について〕

- ・ 保育所や児童館などを活用した就学児の居場所確保のための取組について、区市町村等に対する財政措置など必要な支援を行うこと。
- ・ 学校施設を活用した就学児の居場所確保のための取組について、設置者の別なく、財政支援など必要な支援を行うこと。
- ・ 特別支援学校等の休業により、障害のある子供と日中過ごすことができない保護者が利用可能な子育て支援サービスを整備するとともに、利用料金等の負担軽減を図ること。
- ・ 臨時休業の対象外となっている幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等の開所に伴い必要となる感染防止のための措置についても、公私立等、設置者の別なく必要な支援を行うこと。
- ・ 臨時休業に伴う保護者や関係事業者の負担等（給食、スクールバス、修学旅行等の中止に伴うもの）に対する財政支援策を確実に講じること。
- ・ 学校給食の中止等に伴い影響を受ける農家や漁業者等の生産者に対して、減収分を補償するなど、十分な支援を講じること。
- ・ 臨時休業に伴い必要となる経費については、全団体に対し必要な財源を確実に措置すること。

〔今後の見通しについて〕

- ・ 学校現場に混乱が生じないように、感染状況等を踏まえ、臨時休業後の春季休業期間中の取扱いや新学期における始業等の見通しについて、国としての方針や見解を早急に示すこと。

(3) 影響を受ける企業等への支援

- ・ サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓支援に取り組む事業者に対し、支援を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業者が、取引上のしわ寄せが来ないように、引き続き業界団体等を通じて親事業者に配慮を求めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業の厳しい経営環境を踏まえ、国から各金融機関に対し、中小企業からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、適切に指導を行うこと。
- ・ セーフティネット保証については、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、指定期間の延長等に柔軟に対応するとともに、5号における対象業種の的確な指定及び100%保証による運用を行うこと。また、危機関連保証についても、指定期間の延長等に柔軟に対応するとともに、金融機関によるモニタリングの実施及び報告を不要とすること。
- ・ セーフティネット保証及び危機関連保証の認定業務を行う各区市町村に対し、認定業務の負担軽減や所要の財政措置などの支援策を講じること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる諸手続き等の簡略化を図ること。
- ・ 国内外からの旅行者の減少により、経営に大きな影響を受けているホテル・旅館、バス・タクシー、旅行業者等の事業者に対して、休業への対応や事業の継続が可能となるよう、重点的な経営支援

を行うこと。

- ・事態の収束を見据え、各国に対して我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努めること。さらに各自治体に対して、きめ細かな情報提供を行うとともに十分な連携を図りながらプロモーションを行うなど、誘客促進に向けた施策を強力に推進すること。
- ・旅行業法に基づく各種届出に関する期限の猶予や、旅行業の登録更新における基準資産の要件の緩和など、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、旅行事業者の負担軽減や事業継続のための対策を講じること。

(4) 雇用の維持と従業員等の収入の安定への対応

- ・正規、非正規を問わず、保護者が会社を休業せざるを得ない状況となった場合は、地域の給与水準を反映した賃金助成を行うなど、国が責任を持って十分な措置を講じること。また、フリーランスを含む個人事業主も対象とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症に伴い、経営に影響が生じている企業が従業員を休業させる場合等に支給する雇用調整助成金について、中小企業の負担を軽減し、確実に雇用の維持が図られるよう、現行の補助率を引き上げること。また、雇用保険の対象とならない週あたり労働時間20時間未満の従業員に対しても十分な支援策を講じること。

(5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正への対応

- ・国において緊急事態宣言を発動する際には、対象区域となる都道府県が行うべき事項について、現場の実態を踏まえた基本的対処方針を策定すること。
- ・首都圏においては、通勤・通学者や外国人旅行者など広域に渡って人の移動・往来があることを踏まえ、緊急事態宣言の対象区域の指定に当たっては、広域的な観点からも考慮すること。

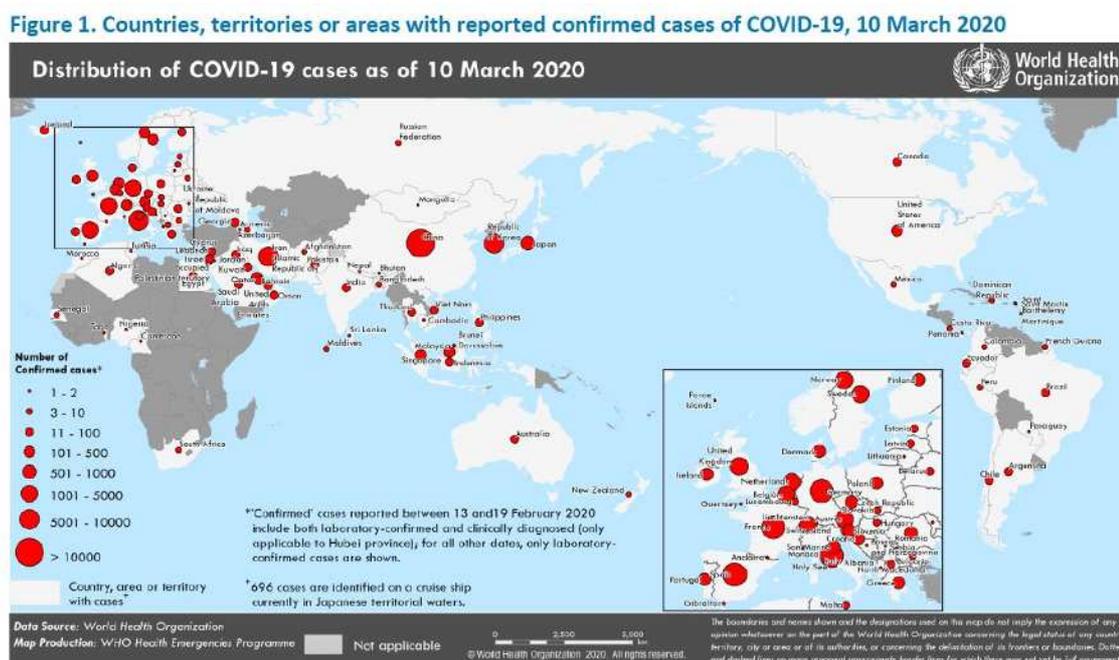
6 様々な影響

(1) 国内外の感染状況

○ 世界の状況

令和元年 12 月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルスは、世界各国で感染が拡大しており、105 の国・地域で確認されています。

① 世界各国の感染状況



(WHO「Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report」令和2年3月10日時点)

② 主な国・地域ごとの感染者数

(単位：人)

国	感染者数	死亡者数
中国	80,754	3,136
イタリア	9,172	463
韓国	7,513	54
イラン	7,161	237
フランス	1,412	30
ドイツ	1,139	2

ス ペ イ ン	1, 024	28
米 国	554	21
日 本	446	9
ス イ ス	374	2
そ の 他	3, 358	26
合 計	112, 907	4, 008

(厚生労働省発表 令和2年3月10日12時時点)

○ 国内の感染状況

(単位：人)

都道府県	感染者数	死亡者数
北 海 道	107	3
愛 知 県	84	1
東 京 都	60	2
大 阪 府	44	0
神 奈 川 県	34	2
千 葉 県	20	0
兵 庫 県	13	0
和 歌 山 県	12	1
高 知 県	11	0
京 都 府	9	0
そ の 他	52	0
合 計	446	9

※チャーター便帰国者11例、クルーズ船乗員・乗客696名を除く。

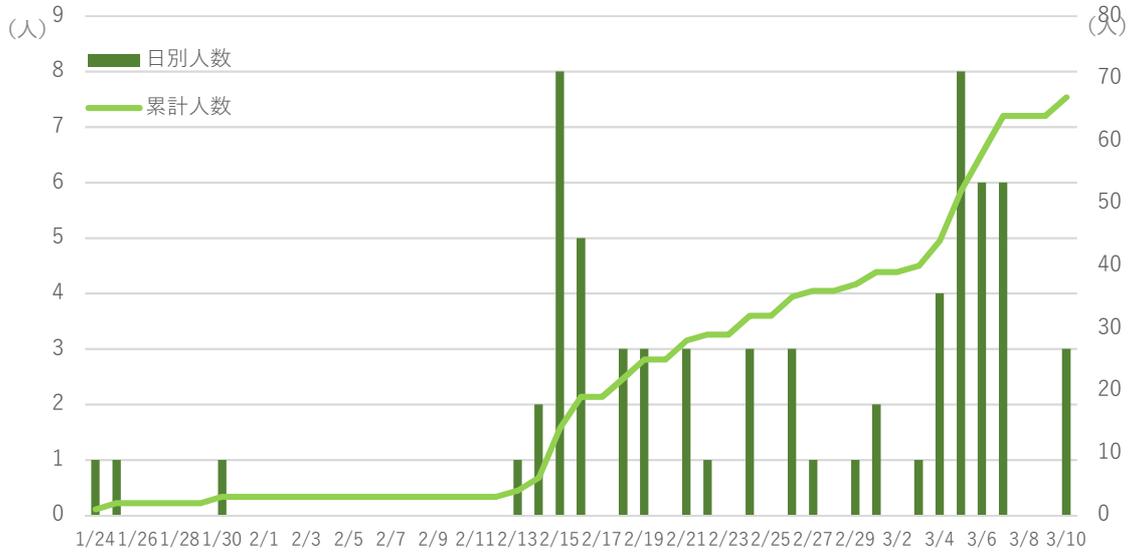
(厚生労働省発表 令和2年3月10日12時時点)

○ 都内の感染状況

67人 ・海外からの旅行者 3人(中国在住)
 ・都内在住者 64人(うち死亡者2人)

(福祉保健局プレス発表資料累計 令和2年3月10日19時時点)

陽性患者数



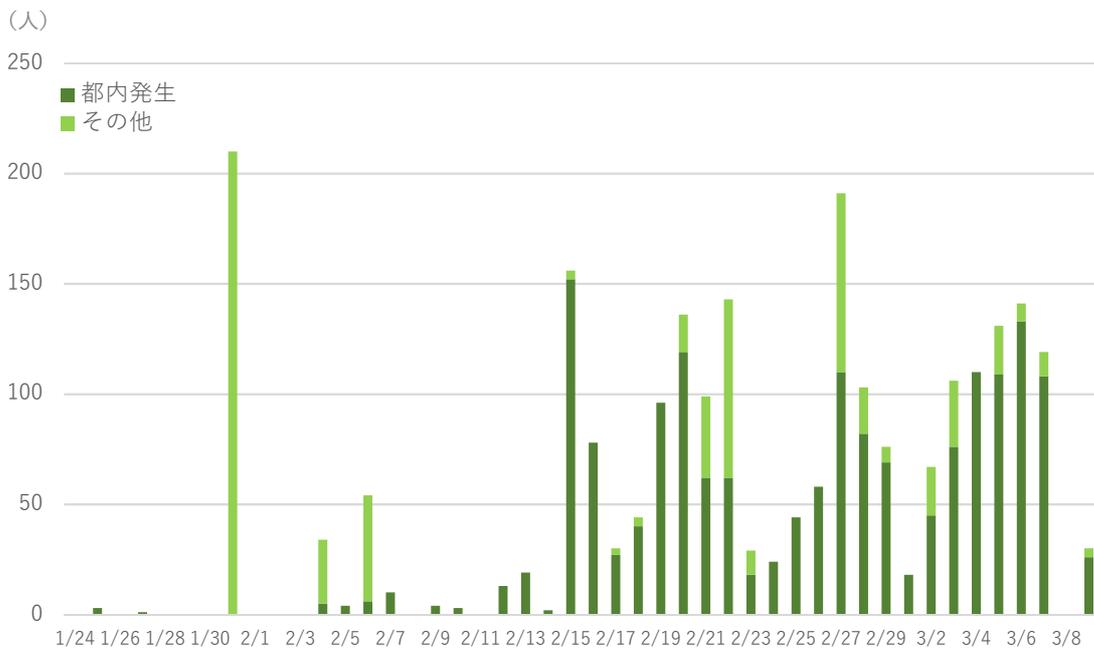
検査陽性者の状況 (都内発生分)

(単位：人)

検査実施人数	陽性者数(累計)	入院中			死亡	退院
		軽症・中等症	重症			
1,256	67	43	35	8	2	22

(令和2年3月10日時点)

日別検査実施数(都内発生(疑い例・接触者調査)・その他(チャーター便・クルーズ船))



(注) 同一の対象者について複数の検体を調査する場合あり

(2) 経済・企業・観光への影響

○ 資金繰りと経営に関する特別相談の状況

(1月30日～3月6日)

- ・1月30日に「資金繰りに関する相談窓口（金融部）」と「経営に関する相談窓口（東京都中小企業振興公社）」を設置
- ・売上減少に関する資金繰りの相談が中心
- ・3月5日「緊急融資制度」プレス発表後、問い合わせが急増
- ・飲食等サービス業からの相談が多い状況
- ・顧客や従業員が感染した場合の対応相談も増加
- ・1日あたりの両窓口で対応した相談件数は増加

1月30日～2月12日（9日間） 51件：5.7件/日

2月13日～2月19日（5日間） 51件：10.2件/日

2月20日～3月4日（9日間） 164件：18.2件/日

3月5日～3月6日（2日間） 187件：93.5件/日（速報値）

【主な相談内容】

- ・セミナー中止により資金繰り不安（イベント会社）
- ・中国の工場及び部品輸入の停止により資金繰りに影響（精密機械修理業）
- ・予約のキャンセルで売上が減少（飲食業）
- ・従業員が感染した場合の対応が必要（製造業）
- ・主要取引先の旅行代理店が業績悪化に伴う依頼減少（情報通信業）

※緊急融資制度に係る相談

- ・「緊急融資制度」のメリットは何か
- ・緊急融資の申し込み要件や必要な書類について教えてほしい

○ 労働相談情報センターにおける相談の状況

(1月30日～3月7日)

- ・2月27日に「緊急労働相談ダイヤル」を設置。ただし、1月下旬から新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応
- ・休業、安全衛生、休暇に関する相談が多い
- ・相談件数 342件(速報値)

労働者からの相談	264件
使用者からの相談	60件
不明	18件

【主な相談内容】

- ・感染リスクがあるとして自宅待機を命じられ、欠勤扱い(賃金支払いなし)
- ・感染防止のためマスクを着用して仕事をしたいが、会社が認めてくれない。
- ・年次有給休暇が残り少ない中、子供の休校で仕事を休まざるを得ない。
- ・中国関連の業務減少で経営状況が悪化し、雇用が維持できない。

○ 金融機関へのヒアリング(2月27日実施)

対象：30の金融機関(都市銀行4、地方銀行3、信用金庫23)

- ・既に影響があるとする金融機関が、前回(2月13日)の1から11と大きく増加

既に影響あり11(1) 今後影響が及ぶ可能性14(17)

影響ほとんどなし5(12)

※()内は前回調査

- ・中国の工場が停止したことによる影響（商品未着、納期遅れ、売上減少）
- ・中国人旅行者の減少による観光業への影響（売上減少）

【主な内容】

- ・販売先の中国工場が停止し売上が立たず仕入れを大幅削減（製造業）
- ・中国提携工場の操業停止が長期化して売上に影響（プラスチック部品加工業）
- ・中国人旅行者のキャンセルにより受注減少（バス会社、旅行代理店）
- ・中国人のほか欧米人もキャンセルして売上減少（宿泊業）
- ・中国からの材料仕入れの停止が長期化し売上減少（製造業）

○ 経済団体や業界団体からのヒアリング

【主な内容】

- ・中国工場の稼働停止により売上約 5,000 万円の損失（製造業）
- ・イベント中止により在庫に過剰が生じ資金繰りが悪化（卸売業）
- ・小中学校の休校に伴い給食への供給が停止（小売業）
- ・政府によるイベント自粛要請発表後に予約キャンセルが続出（飲食業）
- ・中国市場進出の商談が先延ばし（サービス業）
- ・団体客ツアーキャンセル（宿泊事業者）
- ・2月後半から宿泊客がほとんどいない（宿泊事業者）
- ・学校行事の自粛などに伴うキャンセル（3月は8割～9割）（バス事業者）

- ・資金繰りが厳しい（長期化でさらに悪化の懸念）（旅行業者）
- ・他の国内旅行や中国以外の海外旅行についても需要は減退（旅行業者）

（３） 都民生活への影響

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、都民の消費行動にも大きな変化が見られ、都民生活へ様々な影響が広がっています。

国内でも感染が広がってきた令和２年１月下旬頃から、マスクや消毒薬の需要が急激に増加し、大量購入による品切れが発生しています。マスクの増産や輸入などの対応が追い付かず供給不足が生じたことから、店頭で手に入れることができない状態が続いています。

また、インターネット上では２月下旬頃から「トイレットペーパーやティッシュペーパーがマスクの原料に使われている」といった誤情報がＳＮＳ等で広がり、一部店舗ではこれらの紙製品が品薄となっています。また、外出控えなどの影響もあり、食料品やその他の生活物品についても買占めにより品薄状態になる商品も出ています。

インターネット上には、こうした商品の高額転売と見られる出品も相次いでおり、批判が広がっています。

（４） 学校の状況

令和２年２月２７日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理大臣より全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、３月２日から春休みまで臨時休業を行うよう要請があり、翌日２８日に文部科学事務次官名で各学校の設置者に

対して通知が発出されました。

都教育委員会はそれまでも、感染拡大防止の観点から、感染予防策の徹底や時差通学の実施、春季休業期間の前倒しなどに取り組んできましたが、本通知を受け、即日、都立学校においては原則として3月2日から春季休業期間までの間、全校で臨時休業とすることとしました。

都内小・中学校（臨時休業の要請対象とされた都内私立学校も含む）に関しては、都立学校の方針を参考に区市町村教育委員会等の学校設置者における取組を求めるとともに、新学期への円滑な移行や休業中における学習等に係る指導、日中の子供の居場所確保などについても、地域の実情に応じた柔軟な対応を同日に要請しました。

○ 臨時休業の要請の対象である都内各学校における休校等の状況

- ① 都立高等学校等については、3月2日から春休みまで休校
※都立特別支援学校についても休校とするが、保護者等の都合により自宅等で過ごすことが困難な子供については必要に応じて学校で過ごせるよう対応
- ② 区市町村立学校については、概ね8割5分の自治体が3月2日から休校。また、概ね9割の自治体が春休みまで休校
- ③ 都内の私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校については、概ね9割の学校が3月2日までに休校（全校が3月6日までに休校）を開始。また、概ね7割の学校が2週間超の休校
- ④ 高等課程を置く専修学校については、概ね5割の学校が3月2日から休校。このうち約7割が2週間超の休校

(5) イベント等の状況

○ 都主催イベント等※の中止等の取扱いについて

都は、2月21日に、「都主催イベントの取扱いについて」を公表し、2月22日から3月15日までの3週間を感染拡大防止の重要な期間と位置づけ、開催を予定している都主催のイベントについて、屋内での大規模なイベント、食事を提供するイベントは、原則として延期又は中止するなどの方針を示しました。

各イベントについて、延期又は中止、実施内容の変更を行う場合には、都のホームページやSNS等を活用し、速やかに参加者等への周知を図っています。

また、ホームページでは、都庁展望室などの都民利用施設に係る休止等の状況も合わせて公表しています。

※ 都主催イベント等には、都が主催のイベントと共催のイベントが含まれます。

(令和2年3月6日現在)

区 分	件 数	大規模該当
中 止	275 件	16 件
一部中止等	2 件	1 件
延 期	19 件	4 件
計	296 件	21 件

(6) オリンピック・パラリンピック関連

○ 都の対応

都では、2月21日に出された都主催のイベントの取扱いに基づき、まさに今が最も大事な時期との観点から、東京2020大会シティキャスト（都市ボランティア）共通研修の2月22日以降開催予定分を5月以降に開催することとし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）においてもフィールドキャスト（大会ボランティア）の共通研修について同様の対応を行いました。

また、駒沢オリンピック公園総合運動場で開催予定であったパラスポーツ観戦促進イベント「BEYOND STADIUM 2020」は中止としました。

東京2020オリンピックのマラソン日本代表選手選考競技会を兼ねた東京マラソン2020は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、一般ランナーの参加を取り止めとしましたが、マラソンエリート及び車いすエリートの部は予定どおりに実施されました。

○ 組織委員会の対応

一方、組織委員会では、2月26日に政府から出された「新型コロナウイルスの予防と制御のための基本政策」を受け「組織委員会がイベントを実施するに当たって実施すべき対処方針」を作成しました。

「今が正に、感染の流行を早期に終息させるために、極めて重要な時期である」ことから、テストイベントについて、大会の運用計画の

検証とテストイベントによる習熟を図ることに重点をおきながら、必要に応じて、大会の規模縮小、無観客での実施などの対応を行うこととしています。

あわせて、3月26日から始まる聖火リレーについて、計画通りに実施することを前提とし、基本的考え方をまとめ、セレブレーション会場への観客の入場制限や沿道観客への協力の呼びかけなど、聖火ランナーや観客などの間で感染が広がらないよう対策に努めることとしています。

○ IOCとの連携

3月3日・4日に開催されたIOC理事会では、東京2020大会の成功について全力で取り組むことが表明されるとともに、安全で安心な大会を開催するための都、組織委員会の取組は高く評価・支持され、バッハ会長からも「7月24日の開会を確信している」との発言がありました。さらに、IOC、組織委員会、国、WHO等との継続的な意見交換も進めています。

7 これまでの都の対応策

(1) 都の危機管理体制の構築

令和2年1月24日に都内で初めて陽性患者が確認され、同日、「東京都危機管理対策会議」を開催しました。対策会議は4回開催しています。

国は、1月28日には新型コロナウイルスを感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定することを閣議決定し、2月1日には新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

国内でもヒトからヒトへの感染が確認され、新たなフェーズに入ったことから、国は1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。

都も感染症対策に万全を期すため、同日、知事を本部長とする「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」に格上げをしました。対策本部会議はこれまで12回開催しています。

(2) 国への緊急要望

1月28日 中国武漢市からの帰国者に対する健康監視、必要に応じて宿泊施設等での停留勧奨について厚生労働大臣あて緊急要望

2月3日 患者との濃厚接触者の検査に関する統一的指針の作成、新型インフルエンザ等と同様の対応可能措置の検討、民間検査機関によるPCR検査体制構築等について厚生労働大臣あて緊急要望

2月26日 テレワーク・時差出勤等の推進策を強力に講じること、
検査体制の抜本的な強化、早期の診断・治療アルゴリズム
の提示等について厚生労働大臣あて緊急要望

2月28日 保育所や放課後児童クラブ開所への支援、臨時休校措置
に伴う国の雇用調整助成金の特例生徒の実施など、学校
の一斉臨時休業に関して文部科学大臣あて緊急要望

(3) 水際対策への協力

○ 中国武漢市からチャーター便で帰国した在留邦人等への対応

- ・ 1月29日から2月17日にかけて、政府チャーター機（計5便）
による帰国者対応のため、国の要請を受け、羽田空港へ職員を派遣
（総務局リエゾン延べ10名、福祉保健局コーディネーター（医師・
保健師等）延べ12名、東京消防庁救急隊延べ72隊）
- ・ 体調不良者のうち32名を都立・公社病院へ救急搬送し受入れ
- ・ 経過観察のために受入れを行った国の施設（西ヶ原研修所、警察大
学校）へ医師や看護師、事務職員等を延べ58名派遣
- ・ 住宅の支援が必要な帰国者について、健康観察期間終了後、都営住
宅を一時的に提供

○ 横浜港沖に停泊したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」 への対応

- ・ クルーズ船内において集団感染が発生したため、国の要請を受け、
696名の陽性患者のうち、延べ204名を都立・公社病院を含む都
内医療機関へ受入れ
- ・ 国の要請を受け、検疫官が使用する医療従事者用マスクを提供

- ・乗客乗員に生活用品を提供
- ・下船者を交通局の大型観光バスにより羽田空港等へ輸送

○ 感染症拡大防止策の実施

国内における感染拡大を早期に防ぐため、以下の感染症拡大防止策を実施しました。

- ・都民への情報発信の強化（SNS等活用、多言語対応）
- ・新型コロナウイルスに関する知事メッセージや動画発信
- ・都庁舎内等での消毒液等の設置と注意喚起の掲示、来客対応職員のマスク着用
- ・新型コロナウイルスに関する一般電話相談（コールセンター）設置
- ・新型コロナ相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）、「帰国者・接触者外来」開設

（2月17日から風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方や高齢者や基礎疾患がある方等に対象拡大）

- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方見直し
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応、感染症に対する今後の備えの強化及び都内産業・中小企業対策を柱とする令和元年度最終補正予算（案）（追加分）及び令和2年度補正予算（案）（追加分）を編成（401億円）

（4）感染症拡大防止策の強化

2月19日の有識者意見交換会において、都内では、感染源や感染経路が不明な事例が発生し、大きな集団感染が突然発生する可能性

があるとの見解が示されました。また、2月21日から3月15日までの3週間を感染拡大防止の集中対策期間として位置づけ、集中的取組を実施しました。

○ 医療体制の充実

① 相談体制

- ・電話回線数の増加や多言語相談対応など、新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談（コールセンター）を拡充
- ・電話回線を増加し新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）を拡充

② 検査体制の強化

- ・民間検査機関へ検査を一部委託
- ・東京都健康安全研究センターにおける検査体制の拡充

③ 医療提供体制の充実

- ・都立・公社病院の更なる受入れの拡大
- ・感染症指定医療機関の役割を重症患者対応へシフト
- ・院内感染対策の強化

④ SNS等の活用

- ・LINE等のSNSを活用し、知事メッセージのほか、予防対策、Q&A、相談窓口等の最新情報をプッシュ型で発信

○ 感染拡大の防止

① 都主催イベントの原則、延期・中止

- ・「都主催イベントの取扱いについて」により、中止または延期するイベント・説明会等は計296件（中止275件、一部中止等2件、延期19件（3月6日現在））

② 都民利用施設における対応

- ・ 休館又は一部休館する施設の情報を取りまとめ、都公式ホームページに掲載

③ 都営地下鉄におけるサーモグラフィーの設置

- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

④ 官民におけるスムーズビズの加速化

- ・ 東京商工会議所、東京都商工会連合会等に対して時差通勤やテレワークの推進を速やかに要請
- ・ 都内企業への感染症予防等の安全対策としてのテレワーク導入助成金を創設
- ・ 都職員の出勤一斉抑制等、時差ビズ、テレワークを強力的に推進
- ・ 都職員が感染した場合の基本的対応方針及び都庁舎における新型コロナウイルスへの消毒対応を作成
- ・ 都主催会議、出張について必要性を精査し、延期等の対応

⑤ 学校等における対策の強化

国は、今後 1、2 週間の期間が極めて重要な時期とし、特に子供の健康・安全を第一に考え、2 月 28 日に全国の学校に対して 3 月 2 日からの臨時休業の要請を行った。これを受け、都も更なる対策の強化を行った。

- ・ 都立学校は原則として 3 月 2 日から春休みまで休校

(都立学校の方針を参考に区市町村教育委員会での取組を要請)

- ・ 保育所や学童クラブ等の開所に対応する支援

○ 広報の強化徹底

- ・新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを設置し、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を開設
- ・ホームページ、SNS等、デジタルメディアの活用
- ・新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能

8 国の対策と「緊急対応策」の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部設置と緊急対応策(第1弾)

1月28日、国は、新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定し、2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

1月30日、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、2月1日から、上陸の申請日前14日以内に湖北省に滞在歴がある外国人等に上陸拒否の措置を講じるなど、水際対策、ウイルスの国内まん延防止対策等の取組が進められてきました。

2月13日、国は、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき「緊急対応策」をとりまとめました。

緊急対応策では、国内感染対策の強化として、迅速な検査体制の強化や感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化、水際対策の強化として、全国の検疫所等の検査体制・機能の強化等を図ることとしました。また、影響を受ける産業等への緊急対応として、観光業等の中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援を実施するため、日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症対策のための緊急貸付・保証枠として5,000億円を確保するとともに、雇用対策として、日中

間の人の往来の急減により影響を受ける事業主で一定の条件を満たす者を対象に雇用調整助成金の支給要件を緩和することとしました。

2月28日、国は、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等課程を置く専修学校について3月2日から春休みまでの臨時休業を要請しました。

(2) 緊急対応策－第2弾－

3月10日、国は、全国全ての小学校等に対して行った臨時休業の要請に伴って生じる諸課題に対応すること、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対して、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に取り組むことなどを基本方針とした第2弾の緊急対応策をとりまとめました。概要は、以下のとおりです。

① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

マスクについて、現下の品薄状態を踏まえ、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所への供給を強化することとし、まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場に国が2,000万枚購入し、十分な量を緊急に配布することとしています。また、国内メーカーへの増産要請、海外からの輸入拡大により、まず、1,500万枚を国が購入して確保し、必要な医療機関に対し、マスクの優先配布を行うこととしています。

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために検査が必要と判断した全ての方がPCR検査を受けられるよう、民間検査機関等への検査設備の導入支援により検査能力の更なる拡大を図るほか、PCR検査の時間短縮を可能とする迅速ウイルス検出機器の本年3

月中の利用開始を目指すなど、検査体制の強化を図ることとしています。PCR検査について保険適用とし、自己負担分が生じないように、公費で補助することとしています。

医療提供体制の整備について、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、感染症指定医療機関などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には5,000を超える病床を確保しており、引き続き、必要な病床を確保するとともに、人工呼吸器の導入等の支援を行うこととしています。

② 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者や、そうした従業員を抱える事業者などを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、保護者である労働者に労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設する等、支援を行うこととしています。

放課後学童クラブ等について、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位（クラス）の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については国費により支援することとしています。

臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請するとともに、臨時休業及び当該要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行うこととしています。また、学校給食関係の事業者について、支援をきめ細かく行うこととしています。

③ 事業活動の縮小や雇用への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じていますが、その場合でも雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業者に拡大するなど、雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大し、本年1月に遡って支援を実施することとしています。

資金繰り対策について、日本政策金融公庫等において、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに5,000億円規模の融資枠を確保するなど、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額1.6兆円規模の金融措置を講ずることとしています。

④ 事態の変化に即応した緊急措置等

国民生活や経済に及ぼす影響が最小なものとなるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加えることとしています。(3月10日閣議決定)

感染拡大防止の観点も踏まえて、行政手続や公共調達等の期限等について柔軟に対応することとしています。(申告所得税等の申告・納付等期限の延長、運転免許の更新の臨時措置、国直轄の公共工事等の一時中止や工期の延長など)

また、本対応策の実行に際して必要となる地方負担について、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き、適切に対応することとしています。

9 「緊急対応策」に引き続く更なる取組

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京の事業者は売上の落ち込みや原材料の調達にボトルネックが生じるなど様々なダメージを受け、都内では経済活動の停滞や景況の低迷が続いていくことも想定されます。また、感染症による影響を抑える過程の中で、これまでは当然のように行われてきた社会経済のしくみの運用にも変化が生じ、今後の東京における事業活動の在り方も転換を迫られることも考えられます。例えば、日々決められた時間に一斉に出社して同じオフィス内で事務処理や会議を行うという仕事のスタイルが、テレワークという方法に置き換わる可能性も大きくなっています。今回の事態による企業活動や働き方の変革を東京の経済を活性化するスプリング・ボードとして生かしていく、そうした積極性を行政として率先して示していくことが重要です。

災害などの苦難は過ぎ去ってしまうと今までの平常時に持ち合わせていた感覚や方法に逆戻りするのが早いことも確かです。現在の状況を直視して景気の早期の回復を図るとともに、これを機会に東京の新しい社会経済を作り上げる取組は、速やかに実行に移すことが不可欠です。さらには、感染症の予防のために経済活動が止まっている間の時間や機会を利用し様々な事業の再開に先駆け必要な準備を進めていく工夫なども必要です。

こうした考え方に立って、今回の「緊急対応策」を効果の高い形で実施した後、迅速に景気の回復と経済の活性化全般に係る更なる対策を検討し、東京で暮らし仕事をする住民や企業からの期待に確実に応えていくこととします。

【 参 考 資 料 】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議等
- 2 令和元年度最終補正予算(案)(追加分)及び
令和2年度補正予算(案)(追加分)について
- 3 新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組
- 4 緊急対応策局別事項一覧表
- 5 「新型コロナウイルス感染症
緊急対応策等検討チーム」メンバー

参考資料1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議等

1 東京都危機管理対策会議

区分	月日	内容
第1回	1月24日	新型コロナウイルスに関連した肺炎への対応 その他
第2回	1月27日	帰国する中国武漢市の在留邦人に対する東京都としての対応 その他
第3回	1月28日	帰国する中国武漢市の在留邦人に対する都の協力の現在の進捗状況 その他
第4回	1月29日	帰国した中国武漢市の在留邦人に対する東京都としての対応 その他

2 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

区分	月日	内容
第1回	1月30日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス関連肺炎に対する今後の対応 その他
第2回	1月31日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方（案） 新型コロナウイルス感染症（指定感染症指定後）患者発生時の感染症法上の 主な措置について 都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症について～ その他
第3回	2月3日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口（コールセンター）の設置 新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望 その他
第4回	2月7日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 都民へのメッセージの掲載 その他
第5回	2月12日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 その他
第6回	2月14日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 その他
第7回	2月17日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 その他
第8回	2月18日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算（案） その他
第9回	2月21日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 都主催イベントの取扱い その他
第10回	2月26日	新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望 その他
第11回	3月3日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 東京都主催等中止または延期するイベント・説明会等 その他
第12回	3月12日	新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応 新型コロナウイルス感染症への各局の対応 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策 その他

令和元年度最終補正予算(案)(追加分)及び
令和2年度補正予算(案)(追加分)について

1 補正予算編成の考え方

【考え方】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う都民の不安解消と都民生活の安全・安心の確保に向けて、感染症対策を強化するとともに、経済活動への影響を最小限に抑えるため、以下の考え方に基づき、補正予算を編成する。

- ◆ これまで実施してきた取組に加えて、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化に向けて、都が為すべき緊急的な取組を行う。
- ◆ 現下の状況を契機として、将来にわたる東京の安全・安心を揺るぎないものとすべく、感染症に対する今後の備えを強化する。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による都内の産業経済への影響を最小限に留めるため、中小企業や観光産業に対して、積極的かつきめ細かな支援策を講じる。

【補正予算の柱】

- 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応
- 感染症に対する今後の備えの強化
- 都内産業・中小企業対策

2-1 財政規模【令和元年度最終補正予算(案)(追加分)】

(1) 補正予算の規模

区 分	最終補正予算	令和2年 1月24日発表分	今回追加分	既定予算	計
一般会計	億円 2,524	億円 2,460	億円 64	億円 7兆4,754	億円 7兆7,278
特別会計	億円 △305	億円 △305	億円 —	億円 5兆5,505	億円 5兆5,199
公営企業会計	億円 0.1	億円 —	億円 0.1	億円 1兆9,480	億円 1兆9,480
合 計	億円 2,219	億円 2,155	億円 64	億円 14兆9,739	億円 15兆1,957

(2) 補正予算の財源（一般会計）

区 分	歳 出	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	国 庫 支 出 金
一般会計	億円 64	億円 64	億円 0.1

(注) 1 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

(注) 2 上記のほか、債務負担行為を令和元年度最終補正予算に0.4億円追加計上する。

2-2 財政規模【令和2年度補正予算(案)(追加分)】

(1) 補正予算の規模

区 分	補正予算	令和2年 1月30日発表分	今回追加分	令和2年 1月24日発表 当初予算(案)	計
一般会計	億円 353	億円 18	億円 335	億円 7兆3,540	億円 7兆3,893
特別会計	億円 18	億円 18	億円 —	億円 6兆 134	億円 6兆 152
公営企業会計	億円 2	億円 —	億円 2	億円 2兆 848	億円 2兆 851
合 計	億円 374	億円 37	億円 337	億円 15兆4,522	億円 15兆4,896

(2) 補正予算の財源（一般会計）

区 分	歳 出	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	福祉先進都市実現 基 金 繰 入 金	国 庫 支 出 金
一般会計	億円 335	億円 333	億円 1	億円 0.7

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3 補正事項

区 分	今回補正	
	元年度	2年度
I 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応	3億円	6億円
相談体制の確保【福祉保健局】	0.1億円	0.5億円
検査体制の強化【福祉保健局】	3百万円	0.5億円
民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保【福祉保健局】	0.5億円	3億円
感染症法に基づく医療費等の公費負担【福祉保健局】	1百万円	0.1億円
外国人受入対応機能の更なる強化【病院経営本部】	-	0.2億円
新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援【産業労働局】	3億円	1億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る都職員のテレワーク活用促進【戦略政策情報推進本部】	5百万円	0.5億円
II 感染症に対する今後の備えの強化	0.1億円	26億円
感染防護具の備蓄【福祉保健局】	-	20億円
新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進【福祉保健局】	-	1億円
感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制強化【病院経営本部】	0.1億円	2億円
多摩地域における感染症患者受入強化【病院経営本部】	-	0.6億円
感染症対策の強化に関する調査【総務局】	-	0.2億円
東京港における衛生管理体制の充実【港湾局】	-	0.4億円
水際対策強化のための特殊救急車(陰圧型)整備【東京消防庁】	-	1億円
III 都内産業・中小企業対策	60億円	304億円
中小企業制度融資等(融資目標額 1,000億円)【産業労働局】	60億円	298億円
緊急販路開拓助成事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	-	2億円
海外展開総合支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	-	0.5億円
総合支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	6百万円	0.2億円
インバウンド需要回復に向けた緊急観光PR【産業労働局】	0.5億円	3億円
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う区市町村観光インフラ緊急整備支援事業【産業労働局】	-	0.6億円
IV 情報発信の充実	0.3億円	2億円
新型コロナウイルス感染症対策等に関する広報【政策企画局】	0.3億円	1億円
海外メディアを活用した情報発信【政策企画局】	-	1億円
合 計	64億円	337億円

※各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

※上記のほか、「検査体制の強化【福祉保健局】」については、債務負担行為を令和元年度最終補正予算に0.4億円追加計上する。

I 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応 ① 3億円 ② 6億円

○ 相談体制の確保 ① 0.1億円 ② 0.5億円

新型コロナウイルス感染症に係る相談体制を充実させるため、都コールセンターの運営経費を計上

**○ 検査体制の強化 ① 3百万円 ② 0.5億円
(① 債務負担行為 0.4億円)**

東京都健康安全研究センターにおける新型コロナウイルス検査に係る検査試薬等の購入及び検査機器の整備を実施

- ・核酸抽出装置 5台、リアルタイムPCR 2台等

○ 民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保 ① 0.5億円 ② 3億円

新型コロナウイルス感染症患者等の受入医療機関の確保や患者移送等に係る経費を計上

○ 感染症法に基づく医療費等の公費負担 ① 1百万円 ② 0.1億円

感染症法に基づき、当該患者が感染症指定医療機関で受ける医療に要する費用のうち、医療保険各法等による給付を受けた後の公費負担経費等を計上

○ 外国人受入対応機能の更なる強化 ② 0.2億円

多言語対応機能の更なる充実を図るため、都立・公社病院において、医療通訳を活用するとともに、携帯型小型翻訳機を配備

- ・携帯型小型翻訳機 80台

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援 ① 3億円 ② 1億円

感染症予防等の安全対策としてテレワークの活用を図る企業に対して、機器及びソフトウェア等の導入経費を補助するとともに普及啓発を実施

○ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る都職員のテレワーク活用促進 ① 5百万円 ② 0.5億円

Web会議が利用できるテレワーク環境を整備することで、都職員のテレワークを更に推進

Ⅱ 感染症に対する今後の備えの強化 ① 0.1億円 ② 26億円

○ 感染防護具の備蓄 ② 20億円

新型コロナウイルス感染症及び新型インフルエンザ等への対応として、個人防護具やフェイスシールド等を追加備蓄

- ・ 個人防護具 50万着、フェイスシールド 118万個等

○ 新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進 ② 1億円

(公財) 東京都医学総合研究所において、新型コロナウイルスだけではなく、今後新たなコロナウイルスが発生した場合にも対応可能なワクチン開発研究を推進

○ 感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制強化 ① 0.1億円 ② 2億円

都立・公社病院における陰圧対応病床の増設・機能強化や陰圧対応検査スペースの整備を実施

- ・ 陰圧対応病床 37床

○ 多摩地域における感染症患者受入強化 ② 0.6億円

多摩総合医療センターの結核病棟において、二類感染症相当患者を受け入れ可能とするため、隔壁を設置

- ・ 陰圧対応病床 19床

○ 感染症対策の強化に関する調査 ② 0.2億円

今後新たに発生する感染症に備えて、感染の疑いがある者に対する一時滞在施設の整備に関する調査委託を実施

○ 東京港における衛生管理体制の充実 ② 0.4億円

客船ターミナル施設において、国の検疫体制の強化にあわせて、消毒液など必要な備品を配備し、衛生管理体制を強化

○ 水際対策強化のための特殊救急車(陰圧型)整備 ② 1億円

感染が疑われる患者を搬送する際、ウイルスの救急車外への拡散を防ぐため、特殊救急車(陰圧型)を整備

- ・ 2台

Ⅲ 都内産業・中小企業対策

① 60億円 ② 304億円

○ 中小企業制度融資等(融資目標額 1,000億円) ① 60億円 ② 298億円

新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受けた中小企業を対象とする「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」(仮称)を新設するとともに、融資に係る信用保証料を全額補助

○ 緊急販路開拓助成事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) ② 2億円

売上減少等の影響を受けた中小企業に対して、国内外の展示会出展経費を助成

○ 海外展開総合支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) ② 0.5億円

海外販路開拓ナビゲーター増員によりハンズオン支援を強化するとともに、海外展示会への出展機会を拡充

○ 総合支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) ① 6百万円 ② 0.2億円

新型コロナウイルスの流行に伴う経営面や法律面などの様々な課題を解決するため、専門家派遣を実施

○ インバウンド需要回復に向けた緊急観光PR ① 0.5億円 ② 3億円

風評被害の払拭やインバウンド需要の回復、また収束後の更なる誘客促進のため、海外でのCMや空港サイネージの掲出等によるPRを実施

○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う区市町村観光インフラ緊急整備支援事業 ② 0.6億円

風評被害の払拭や観光需要の回復に向けたソフト・ハード両面の取組を行う区市町村を支援

IV 情報発信の充実

① 0.3億円 ② 2億円

○ 新型コロナウイルス感染症対策等に関する広報

① 0.3億円 ② 1億円

都民の安全・安心に繋げるため、新型コロナウイルス感染症対策等に関する迅速な広報展開を実施

○ 海外メディアを活用した情報発信

② 1億円

海外メディアのデジタル媒体を活用し、東京の安全・安心等、海外に向けた情報発信を実施

参考資料3 新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組

令和2年2月26日

総務局

1 基本的な考え方

- ・ 第9回本部会議において、都主催イベントの延期・中止の考え方や都庁におけるテレワーク等の取組をはじめとして、都としての基本的な方針を示した。
- ・ この数日間における情勢の変化を踏まえ、基本的な方針をもとに、より具体的・集中的に取り組む対策として取りまとめたものである。
- ・ 3つの視点を踏まえ都として取り組む事項、都と民間が連携して取り組む事項、民間にお願いする事項として整理を行った。
- ・ 今後、3週間程度（～3/15）を集中対策期間とし、関係各局で連携を図りつつ更なる感染拡大防止に向けて取り組む。

2 集中的取組

以下の3つの視点から、今後3週間程度（～3/15）集中的取組を実施

I 医療体制の充実	相談・検査体制の強化、医療提供体制の充実、SNS等の活用 など
II 感染拡大の防止	
① イベントの延期・中止、都立施設の対応等	都主催イベント等の延期・中止、都民利用施設における対応 など
② 官民におけるスムーズビズの加速化	時差ビズの推進、テレワークの強力な推進 など
③ 学校等における対策の強化	感染者が発生した場合の対応、学校行事の当面の対応 など
III 広報の強化徹底	専門広報の強化、新型コロナウイルス専門HPの立ち上げ・SNSの活用 など

3 今後の対応

事態の進行により、対策の強化、修正、変更が必要な場合には、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部で議論し、都度、対策を迅速に具体化していく。

集中的取組

I 医療体制の充実

具体的対策	実施内容
① 相談・検査体制の強化 【所管局：福祉保健局】	<p>【相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談（コールセンター）の拡充【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を4回線から6回線に増加 ・ 多言語での相談に対応（英語、中国語、韓国語） ・ F A Xにより聴覚障害者等への相談に対応 ○ 帰国者・接触者電話相談センターの拡充【2月19日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に備え、回線数を最大3回線から最大5回線に増加 <p>【検査体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間検査機関の活用【2月28日から】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間検査機関へ検査の一部を委託することで、1日当たりの最大検査可能件数を約100件増加 ○ 東京都健康安全研究センターにおける体制の拡充【補正予算対応予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機器を追加購入することで、1日当たりの最大検査可能件数を120件から240件に増加
② 医療提供体制の充実 【所管局：病院経営本部等】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立・公社病院の更なる受入れの拡大（50床程度から100床程度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症指定医療機関等の病床の更なる活用により、受入れの拡大 ○ 感染症指定医療機関の役割を重症患者対応ヘシフト <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症指定医療機関では重症患者を、その他の医療機関では軽症～中等症患者を診察する体制の整備に向け、東京都医師会等との連携により各医療機関へ協力を要請 ○ 院内感染対策の強化
③ SNS等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型配信等により、積極的な広報を展開

II-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的対策	実施内容
① 都主催イベント等の延期・中止 【所管局：政策企画局等】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「都主催イベントの取扱いについて」により、2月22日から3月15日を拡大防止の重要な期間として位置づけ、都主催イベントを以下の対応方針に基づき延期・中止 <p>【屋内のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模なもの、食事を提供するもの・・・原則、延期又は中止 ※ 屋内の大規模なイベントで、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、感染リスクへの必要な対策をとり、実施 <p>【屋外のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事を提供するもの・・・原則、延期又は中止 <p>【その他のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価を行い判断（開催規模・場所、期間・時間、参加者同士の距離、参加者の特性等） ・ 実施の場合は、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件 ・ 必要な対策が十分に実施できないと判断される場合は、延期 など <p>【例】「TOKYOふたり未来会議」（2/22中止） 「BEYOND STADIUM 2020」（2/24中止）</p>

集中的取組

II-① 感染拡大の防止（イベントの延期・中止、都立施設の対応等）

具体的対策	実施内容
② 都民利用施設における対応 【所管局：総務局等】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設閉鎖時の影響等を踏まえ、施設の閉鎖を判断 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員食堂の混雑緩和 昼休みの分散化をさらに拡大し、混雑時間帯の利用を回避 (現行11時半～13時半まで → 11時～14時まで(予定)) 一般利用者にも、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけ ・ 都立スポーツ施設における個人利用(室内で器具等を共用するトレーニングジム等)については、3/15まで利用中止の方向で準備中。順次、ホームページ等で案内する予定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口において利用者による待機列が見込まれる場合に、電子申請の推奨や整理券配布等、利用者同士の接触を極力回避するよう運営方法を工夫 ・ 窓口業務を行う職員等のマスクの着用や手洗い、うがい等を引き続き徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都庁舎等の入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示 【例】都庁舎においては、日本語、中国語、英語の3か国語により注意喚起を掲示
③ 公共交通機関におけるサーモグラフィーの設置 【所管局：交通局】	<ul style="list-style-type: none"> ○ お客様が乗車前に体温を自己チェックできるよう、駅改札口付近へ赤外線サーモグラフィーの設置を検討中(課題) 機器の入手が困難、お客様のプライバシー保護への配慮、高熱のお客様への対応(乗車拒否は困難)

II-② 感染拡大の防止（官民におけるスムーズビズの加速化）

具体的対策	実施内容
① 時差ビズの推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】	<ul style="list-style-type: none"> 【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁職員全員(*)を対象として、オフピーク通勤を実施(8:30～9:30始業を回避)(*)窓口業務等への対応職員を除く ・ 出先事業所では、時差出勤を前倒し実施 【民間】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・ 経済団体等とも連携した企業への働きかけ(チラシやメルマガ送付) ・ 鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ
② テレワークの強力な推進 【所管局：総務局、都市整備局、産業労働局等】	<ul style="list-style-type: none"> 【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁職員全員(*)を対象として、週4回を目安にテレワークを実施(*)窓口業務等への対応職員を除く ・ 出先事業所の一部にテレワーク端末を配備 【民間】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請 ・ 中小企業のテレワーク導入を専門家派遣と助成金で支援 ・ 経済団体等とも連携した企業への働きかけ(チラシやメルマガ送付) ・ 鉄道・バスの車両内や駅構内でのアナウンス等による呼びかけ
③ 健康管理の徹底 【所管局：総務局、産業労働局等】	<ul style="list-style-type: none"> 【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は毎日、検温等の実施により自己の体調管理に努めるとともに、組織としても、所属長や同僚は、職員の体調を出勤時に点呼 ・ 発熱等の風邪症状がある場合には、年休取得のほか、本人の申し出によりテレワーク又は「自宅勤務」を認める。この場合には、外出禁止と定期連絡等を条とする(当面2週間の対応)。また、出勤後に体調不安のある際は、帰宅を勧奨 【民間】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ①及び②の業界団体や企業への要請の際、従業員への手洗いや咳エチケットの励行を要請
④ 都主催会議・出張への対応 【所管局：総務局、産業労働局等】	<ul style="list-style-type: none"> 【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都主催の会議(審議会、各局の説明会等)は、業務上の必要性を精査した上で、可能なものは延期(当面次年度に実施) ・ 会議実施に当たっては、規模の見直しやテレビ会議の活用も検討 ・ 現地確認など業務上必要な出張は、最小限の回数や人数で実施 ・ 本庁・出先事業所間の打合せは、原則としてメールや電話で実施

集中的取組

Ⅱ-③ 感染拡大の防止（学校等における対策の強化）

具体的対策	実施内容
① 都立学校における対応 【所管局：教育庁】	
感染症予防策のさらなる徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検温や手洗いの励行 幼児・児童・生徒や教職員等に対し、検温や手洗いを励行 ○ 春季休業期間中の健康観察 春季休業期間における家庭との連携による健康観察の実施
感染者が発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休業の実施 幼児・児童・生徒や教職員に感染症が発生した場合、当該校については、自治体の保健衛生部局からの助言や協議等により、14日間を目安に臨時休業を実施 ○ 濃厚接触者の把握 幼児・児童・生徒の同居家族の発症など、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者である場合の学校への連絡を保護者に依頼
教育活動の当面の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式の対応 参列規模を縮小するとともに、時間短縮を講じて実施 ○ 時差通学の実施 始業時間の繰下げ等、原則、公共交通機関利用者の混雑時を避けた登下校の実施 ○ 春季休業期間の前倒し（自宅学習） 学年末考査を終了した学校から、順次、自宅学習を実施
② 区市町村立学校について 【所管局：教育庁】	○ 都立学校の方針を区市町村教育委員会と共有するとともに、連絡体制の強化を図り、取組を支援
③ 私立学校に対する対応 【所管局：生活文化局】	○ 文部科学省の方針等を踏まえ、都立学校における取組等についても情報提供を行い、私立学校における適切な対応を要請する。
④ 首都大学東京における対応 【所管局：総務局】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省の方針等を踏まえ、感染者が発生した場合は、出席停止や臨時休業などの対応を実施 ○ 入試を除き、イベントは原則、延期又は中止の方向で検討中
⑤ 社会福祉施設等における対応 【所管局：福祉保健局】	○ 都内の施設職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを受け、社会福祉施設等向けに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項を作成、周知

集中的取組

Ⅲ 広報の強化徹底

具体的対策	実施内容
<p>① 専門広報の強化 【所管局：政策企画局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを新たに設置 ＜メンバー＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策企画局報道担当理事をトップとする。 ・ 政策企画局、戦略政策情報推進本部、総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、教育庁
<p>② 新型コロナウイルス専門HPの立上げ、SNS等の活用 【所管局：政策企画局等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特設サイトの拡充、SNS等、デジタルメディアの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の新型コロナウイルス感染症対策特設サイトについて、より分かりやすい内容に拡充 ・ 動画やインフォグラフィックを活用したわかりやすいコンテンツを作成し、内容を充実 ・ 同様の内容について、バナー広告、LINE等のSNSを活用したプッシュ型発信等により、積極的な広報を展開 ○ 新たな専用ホームページの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時性のあるデータ発信が可能な機能を搭載 ・ 海外向けの発信を想定したビジュアルを呈した内容により構成
<p>③ 都民の皆様へ人権への配慮を呼びかけ 【所管局：総務局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メッセージの発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけ ○ 相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な相談窓口の周知を図る
<p>④ 新型コロナウイルス感染症に係る労働相談 【所管局：産業労働局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働相談情報センターにおいて、社員間でのハラスメント等のトラブル抑止の相談等に対応

参考資料4 緊急対応策局別事項一覧表

事項	関係局
国の緊急対応策事項	
医療提供体制等の強化	
感染症指定医療機関における重症患者受入体制の強化 (都立病院、公社病院)	病院経営本部
感染症指定医療機関以外の病院における受入体制の強化 (都立病院、公社病院)	病院経営本部
入院医療体制の強化	福祉保健局
外来診療体制の充実	福祉保健局
PCR検査体制の拡充	福祉保健局
医療機関、社会福祉施設、区市町村等へのマスク等の提供	福祉保健局他
新型コロナウイルス感染症対策に関する協議会の設置	福祉保健局
学校臨時休業対策	
学童クラブの午前中からの開所への上乘せ補助	福祉保健局
臨時休校に伴う放課後等デイサービスに対する支援	福祉保健局
安全・安心な児童の居場所の確保	福祉保健局
保育施設等を活用した小学生の一時預かり	福祉保健局
ベビーシッターの利用を支援	福祉保健局
感染拡大の影響を受ける子供食堂等の支援	福祉保健局
臨時休園等に係る保育料返還分の補填	福祉保健局
学校給食休止等に伴い発生する負担軽減について支援	教育庁
子供の居場所確保に向けた取組の促進(学校活用)	教育庁
児童・生徒の家庭でのオンライン学習の支援	教育庁
児童・生徒の心身の健康のケア	教育庁
影響を受ける企業等への支援	
返済のリスケジュールが可能となる融資メニューの新設 (新型コロナウイルス感染症対応緊急借換)	産業労働局
資金繰りがひっ迫している事業者への融資メニューの新設 (危機対応融資)	産業労働局
地域金融機関に対し、中小企業の資金繰り円滑化を要請	産業労働局
テレワークの加速に向けた集中的な総合対策	産業労働局
企業の雇用調整助成金申請などの手続きのサポート	産業労働局
中小企業の従業員向けの無利子融資の開始	産業労働局
フリーランスを含む個人事業主へのサポート	産業労働局
所得が減少した方等への一時的な貸し付け	福祉保健局
3月末の補助金対象事業の完了期限を延長	産業労働局
都民利用施設等のイベント中止等に伴う各種サポート	政策企画局
区市町村支援	
新たな交付金の創設の検討	総務局
区市町村への情報提供の強化	総務局・福祉保健局

オンラインを活用した取組	
オンライン相談の実施に向けた取組 児童・生徒の家庭でのオンライン学習の支援(再掲) テレワークの加速に向けた集中的な総合対策(再掲)	福祉保健局 教育庁 産業労働局
都民行動や企業活動	
スムーズビズの実施強化 鉄道利用者などへ拡大防止への協力継続の呼びかけ 消費生活相談の強化	都市整備局 都市整備局 生活文化局
財政面からの工夫等	
予備費の活用 補助金について繰越の活用を検討 都発注工事等の一時中止や工期延長等 個人事業税の申告期限の延長	財務局 財務局 財務局 主税局
検討チームの設置など	
新型コロナウイルス感染症緊急対応策等検討チームの設置 関係者からの意見聴取	各局 総務局・福祉保健局

下から二段目の各局は、政策企画局、総務局、財務局、都市整備局、生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、教育庁である。